

令和2年度 第3回 長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 会議録

1 日 時

令和2年12月18日（金）午前10時から午前11時50分まで

2 場 所

長野市ふれあい福祉センター 5階ホール

3 出席者

- (1) 委 員 15名中15名出席
- (2) 事務局 福祉政策課長外11人

4 会議内容

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 保健福祉部長あいさつ
- (4) 会議事項

ア 第三次長野市地域福祉計画の中間評価について

(事務局)

当日配付資料、第三次長野市地域福祉計画に関する中間評価報告書（案）及び第三次長野市地域福祉計画に関する中間評価報告の概要により説明

(委員)

厚生労働省の資料について、市では現在、重層的支援体制整備事業にどのように取り組んでいるのか。

(事務局)

当日配付資料の2ページ目、1相談支援の中の2つ目の丸の①多機関協働の中核機能とあるが、令和2年度から、「福祉の相談窓口一元化事業」として「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組んでいる。

参加支援、地域づくりに向けた支援等については、今後、調査・研究していく予定

(委員)

関連して教えてほしい。令和2年度から市社協内に、相談支援包括化推進員が配置されているが、このことでよいか。

(事務局)

委員の御質問のとおり、市社協内に相談支援包括化推進員を配置した事業である。

(委員)

今年度配置とのことだが、これまでの相談支援包括化推進員の活動実績としては、どのようなものがあったか教えてほしい。

(事務局)

今年度から市社協内に、相談支援包括化推進員を配置している。新型コロナウイルス関連の生活困窮者に対する相談、特例貸付等が多数寄せられているため、これらの相談等への対応を共に行ってきた。

現在もまいさば長野市を中心に特例貸付等への対応などの相談支援、つまり相談、貸付、就労支援などを行っているが、その中で相談支援包括化推進員もともに相談支援に当たっている。

実態とすれば、多機関協働へのアプローチは中々進んでいない。多機関の連携の仕組みづくりを進めていきたいと考えていたが、現状では、相談支援に忙殺され、連携の仕組みづくりは進んでいない。

今後、全庁的な会議を開催したいと考えている。その中で、新たな見解を示していきたい。

(委員)

資料の 11 ページに、相談先として地域福祉ワーカーそして地域たすけあい事業コーディネーターとあり、コメ印で、市や市社協が事業支援を行うと書いてある。支援は繊細なもの

35 ページに市社協からの意見として、地域福祉ワーカーとして受けた相談をつなぐ先が分からないことがあるとあるが、分からないとダメ

市における課題として、地域から孤立し、見守りの対象から外れてしまう人や自ら助けてと声を上げられない人たちがいるとあるが、それが何故、声を上げられなくなったかを考えていただきたい。

私たちは、そのような方々と関わり合い 10 年になる。例えば、土日や夜になって、一番不安感が強まる、障害のある子どもが暴れている、そのケアをしている親御さんが介護や子育ての疲れから、自分の手首を切ってしまった、障害のある子をショートステイに入りたいと相談したところ、コロナ禍を理由に断られた、他には、虐待の疑いや 8050 など、事件に発展しないために介護者の話を聞くべき。

発達障害がある場合などは、更に繊細な問題となる。土日などで相談機関が開いていないため私たちが連絡をすると、相談窓口では、後程担当者から連絡すると言われるが、二時間経っても連絡がないことがある。相談者はもう誰も助けてくれないと思ってしまう。このようなことを繰り返す間に、相談したくなくなる。

元々、発達障害などがあると生きづらさを抱えている。優生思想的な考え方を持っている。その方々が見守りの対象から外れている。見守ってほしくて声を上げて、うまくつなぐことができなかった。

資料には、地域福祉ワーカーと沢山書かれているが、どれ程の力を持った方を配置しているのか、市や市社協が地域福祉ワーカーの支援をしているのか、多機関の協働・連携を速やかに行う必要がある。そのために、市民として何をすべきか、先日深夜まで話し合ったが、コーディネーターにつなぐ前に、相談を受け止めるプロが必要、発達障害や生きづらさを抱える人たちと上手く話し

のできるプロが必要、ホテルのコンシェルジュのような入り口のプロで安心してもらい、その後コーディネーターにつなぐことが必要

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などどのような相談があっても、相談者が安心できることが必要。丁寧かつ自由度が高い、永続的な個々の多様性を認めたインフォーマルな支援が求められている。

これまで10年活動してきたが、人を育てないといけない。松代に新しい居場所をつくり、人が威圧感を感じないで、誰かと話をするため、どのように接していくか、プロにも入ってほしい。

多機関の協働・連携は、いつか考える、来年考えるでは、手遅れになる。市、市社協、地域福祉ワーカーは、民間の団体に対し支援してくれるのか。

(事務局)

今回、第三次地域福祉計画の中間評価では、概要の一番右側に、推進体制の再検討と各主体の役割の明確化とある、その中でも地域福祉ワーカー、生活支援コーディネーターと地域たすけあい事業コーディネーターの役割や位置付けの明確化が必要という認識でいる。

また、つなぎ・コーディネート機能の強化とあるが、地域福祉ワーカーの活動を支援する市や市社協の専門的な支援体制の整備についても、再構築していく必要があると考えている。

市では市社協や関係各課と連携をとりながら、支援体制のネットワークづくりを進めていきたいと考えている。

(事務局)

市や市社協として、いわゆる相談のプロを養成できるとこまでは進んでいない。市社協として人材的に相談のプロと言える職員は、ほんの一握りである。

その職員が、地域福祉ワーカーや地域たすけあい事業コーディネーターの相談窓口になることについては、まずは、市社協の雇用である地域たすけあい事業コーディネーターが相談をしっかりと受止めることができるようになることが必要と考えている。

毎月、地域たすけあい事業コーディネーターがどのような活動をしているのか、報告書を見ているが、地域の中に入り込んで細かい対応をしている者もいる。この者がプロかと問われても、そうではない。

市社協だけで対応できることは限られている。今は、一人一人の相談員の経験と人脈により、様々な支援機関に声をかけて対応しているというのが現実である。人脈に頼るのではなく、システム的に、このようなケースはどこの機関に声をかければいいのか、市の担当課の窓口で分かっていたりするケースがある。

相談支援包括化推進員は、市の窓口や社協の窓口それぞれで、このようなケースはこの窓口ということ、それぞれが自覚して、それぞれがつなげられるようにしたいことから配置している。

委員の御意見のとおり、悠長なことを言っていられない現実があるのは重々承知しているが、組織としては、そこまで迅速に動くことは困難である。委員

の御意見はもつともである。市、市社協としては、継続的に対応していきたい。

今後の地域福祉の推進体制は、第四次計画策定の中で検討していくことになるが、体制的には、大鉈を振るわないと、地域福祉の推進に結びつかないという思いもあるので、しっかりと検討していきたい。

(委員)

課題について反映していただきありがとうございました。今回は、急だったので、このような内容なのかと思うが、今後、統計を取るときは、中山間地域とまちなかという整理をしてほしい。

昨日、システムがつかないことがあった。原因は、iPadはバージョンアップしたが、サーバーのバージョンアップをしていなかったのが原因だった。このことは、地域福祉についても当てはまるのではないか。地域福祉には様々な主体が関係するが、各専門分野の方々はバージョンアップしているのか、地域福祉に目を向けているのか。

例えば、各地区に地域包括支援センターがあるが、それぞれの地域包括支援センターは地域福祉に目を向けているのか。ある会議の中で、その地区の地域包括支援センターから、この地区は介護保険の申請は多いが、サービスの利用は少ない。介護保険をお守りのように申請するのは控えてほしい旨の話があった。しかし、介護認定申請は、本人の権利であり、公の場で、それを控えるように言うことではない。地域包括支援センターや在宅介護支援センターは、本来、地域にどのような課題があって、どのような支援に結びつけていくのか考えるもの。こういったことが、声を聴くということではないか。

また、介護サービス事業所に他市の方から、地元の包括支援センターが中々話を聞いてくれないと相談があった。保険者が違っていたので、長野市の地域包括支援センターに相談したが、相談に応じる必要はないと進言された。事業所としてはお金にはならないが、話を伺い、必要な機関につないでいくのがケアマネージャーの役割なのではないか。さらに、後日、相談した地域包括支援センターの別の職員から、委員の事業所は、他市にまで手を伸ばしている旨言われたが、これはショックだった。

地域包括支援センターは、連携をしたいのか、それとも指導したいのか。先のことから、地域包括支援センターに地域福祉ワーカーと連携と言っても、連携ではなく、指導になるのではないか。地域包括支援センターから紹介される事業所も、地域包括支援センターの関連の施設が多い。他の事業者の事業所との連携がとれていない。

介護施設の利用者が一晩外で過ごしたことがあった。それは虐待なのではないかと地域包括支援センターに聞いたところ、そうではないと回答があった。虐待とは身体的なものだけではない。これでは、適切に虐待に対応できるとは思えない。

地域包括支援センターがこのような状況なので、地域福祉ワーカーも相談や連携しようがない。地域福祉ワーカーが全部自分で抱え込むようになってしまう。相談支援については、一人で抱え込まず、関係機関を巻き込み、連携しな

がら支援ができるのなら、地域福祉ワーカーが全員専門職である必要はないと思う。地域福祉ワーカーは、調整役・つなぎ役のような立ち位置になれば、負担は減るのではないか。

(事務局)

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な窓口となっているが、委員の御意見のとおり、地域や地域福祉ワーカーとの連携は課題となっている。現在、地域ケア会議を実施し、地域課題について地区役員や地域福祉ワーカーと連携するよう依頼している。

高齢者に関する課題として関わったところ、8050問題を抱えているようなこともある。このような場合も、関係各課と連携しながら対応している。

介護サービスを使わないなら、認定申請しないようにというような不適切な指導については、適切に対応していきたい。

(事務局)

高齢者、障害者、子どもについて、それぞれの担当窓口で対応しているが、複雑化した課題であっても、必要な支援機関につないでいくような連携体制を整備していきたい。

(委員)

私は、地域福祉推進会議にも参加している。推進会議からの意見として、19ページに、市は、地域のことは住民自治協議会に任せました、地域福祉のことは地域福祉ワーカーに任せました、という姿勢では何も変わらない。というのが推進会議の意見。このような流れでこれまで来ていて、今様々な矛盾が生じている。

また、推進会議自体も、計画策定当初はしばらく開催されておらず、中間評価に当たって年1、2回の頻度で開催した。計画の進行管理をするのであれば、年数回、定期的で開催する必要がある。そうでないと、意見が散漫になるし、自分の見ている範囲にしか意見が及ばない。市民が参加し、一緒に考えていこうということなので、第四次計画では、この辺りを大事にしてほしい。

重層的支援体制整備について、全世代対応型の地域包括ケアシステムを構築するという流れだと思うが、長野市においては、自分たちが今持っている資源のみではなく、こうしてほしい、こういったことをやれるところはないか、というような視点を持って取り組んでいけば、新たな主体が期待できるのではないか。市内には、様々な活動をしている団体がある。市社協だけではなく、大きく視野を広げて活動を広げていってほしい。

地域福祉ワーカーについては、事務局からも役割や位置付けの明確化という発言があったが、現状からすると、大きく変えていく必要がある。専門性の担保について、全く専門性が要らないということはないので、どのようにしていくのが大切になる。

概要の推進上の課題の目標3成年後見制度の周知について、周知は課題ではない。高齢・認知症などになっても、地域で過ごしていけるように成年後見制度がある。どう活用するのが問題であり、知ることが問題ではない。例えば、

市民後見人をどのように活用するのか、広げていくのか、また、後見制度にはお金が必要になるが、その費用を市が負担するのかどうか、など、使いやすい成年後見制度・仕組みを作ってほしい。

(委員)

地域福祉計画は、高齢者、障害者、子どもなどの計画を包含するものとされているが、高齢者の分野、障害者の分野などとの関連性・役割分担はどうなっているのか。高齢者福祉に関しては、措置の部分もあるが、介護保険制度があり、その中で対象者やサービスなどを定めている。障害者も法律の中で整理されている。地域福祉計画は、介護保険法や障害者総合支援法で対象となっていない者を対象とするものなのか。地域福祉計画では、具体的な業務を外に任せて、計画だけきれいにつくればよいというようにも見える。地域福祉計画には具体性が見えない。高齢者、障害者、子どもなどを対象に包括的な事業を行うのであれば、福祉政策課には大きな予算が必要になるが、そうはなっていない。地域福祉計画は、一体何を定めるものなのか。

福祉人材と福祉共育について、小中学校については、様々な連携がされているが、高校や大学などについては、連携が見えてこない。市では、大学と連携協定を結んでおり、大学側では、連携センターを設置し年に1、2回話し合いをしている。その中で、福祉の話はあまり上がってこない。市内に福祉系の大学はないが、当校には看護学部がある。看護分野に限らず、連携協定を活用してはどうか。14ページの各地区の取組状況に医療関係機関と共同で認知症VR体験講座を開催とあるが、こういった取組は学生も関心がある。生涯学習の講座のように、依頼されて実施するのではなく、積極的にPRし、大学にも声をかけてほしい。

(事務局)

大学との連携については、担当部署である企画課を通じて連携をお願いしていきたい。

第四次地域福祉計画の策定について、計画の位置づけが分かりづらいとのことだが、資料に記載されているとおり、社会福祉法の改正を受けたもの。事務担当とすれば、高齢者や障害者などの計画の上位計画という意識はあまり持っていないが、例えば、高齢者の分野では、生活支援コーディネーターは、介護保険の事業でもある。

補足させていただく。資料には法律上の位置づけを記載してある。計画には、大きく分けると、基本計画と実施計画がある。例えば、自治体には、基本構想があり、その下に理念的なものである総合計画、そして具体的な事業を定める実施計画がある。地域福祉計画は、この例でいうと基本計画的な位置づけとなり、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は実施計画となる。障害の分野では障害者基本計画となり、基本計画の部分が重複しているが、法律上の位置づけ的には、地域福祉計画が上位計画となる。

(委員)

計画上の位置づけについては理解したが、何を規定する計画なのか。例えば、

障害者の分野では、福祉政策課は何をするのか。

(事務局)

例えば、成年後見については、高齢者と障害者の分野にまたがっているが、次期計画では、地域福祉計画の中に位置づける予定でいる。

(事務局)

補足させていただく。委員も御承知のとおり、介護保険法や障害者総合支援法では、対象者やサービスの枠組みが限定されている。しかし、その枠組みに当てはまらない高齢者や障害者がいる。そういった方々を対象にするのが地域福祉。制度の狭間の方々にどういう支援ができるのか、例えば、地域たすけあい事業は、介護保険の対象ではない方を地域住民の協力により実施している。介護保険法などによるサービスは、利用者、サービスの提供体制などが規定されているが、地域福祉は、地域の実情に応じて実施していくもの。法律上は、資料のような記載になるが、法律の狭間の方々を対象に、地域の実情に応じ事業を実施するのが地域福祉の役割となる。

(委員)

制度の狭間の方々という考え方もあるが、本来は、地域には様々な課題を抱えた人がいるということを前提に、どのように解決していくのか考えるもの。地域福祉計画がグランドデザインし、それを踏まえ、高齢者や障害者などの計画を策定するものではないか。そうでないと、行政と同様に縦割りになってしまう。

(委員)

先ほど、委員から、地域福祉ワーカーはつなぎ役、相談の入口のプロが欲しい旨の話があったが、私の地区の地域福祉ワーカーも大変

地域福祉計画では、地域福祉の推進基盤は住民自治協議会となっていることから、地区で警察官や保健師、民生委員、介護サービス事業所など色々な分野の方に集まってもらい、そこで、課題を一つ一つ取り上げ皆で話し合い、つなげるものはつなごうということを行っている。

行政は、効率化・均一化を優先して考えることが多いことから、地域住民のニーズを満たすことは難しい。ある程度までは、住民自治協議会の役割となると思う。

(委員)

第三次計画策定の際には、好事例を集めていた。課題は山積しているが、その中でも、好事例があると思う。

私も地区の福祉部会に属しており、連携のための会議などには積極的に参加している。地域福祉ワーカーからの声で、ある方が動いたり、他の所へつなげたりとうような事例がある。専門性のある事業所や機関が、地域の中にくっつかはある。どのような機関なのか、どんな人がいるのかを地図に落とし、福祉マップのようなものを各地域で作った記憶がある。

このような手法や好事例を含んだマニュアルのようなものを作り、地域福祉ワーカーの手に届けてほしい。そうすれば、この場合は、こうしようという

ように建設的に考え、協力の体制も見えてくるのではないか。

(事務局)

好事例について、本編に盛り込む方法や別冊とする方法などいろいろ考えられるが、検討していきたい。

(委員)

先ほど委員から話のあった、福祉マップがあればうれしい。

相談窓口のマニュアルを作成しているとのことだが、フリガナはふってあるか。相談が必要な方には、学力的に漢字が読めないことも多い。資料にはルビ・フリガナをふるということを徹底してほしい。また、資料に情報が多すぎると、処理ができない方もいる。そういった方用に、動画が流れるなど、資料や情報を受け取る側のことを考えて作るようにすれば、全国に先駆け、誰にでもやさしいまち、としてアピールできるのではないか。

先日、ボランティアの集いを開催した。ボランティアセンターには、400 団体程度の登録がある。その方々に声をかけて、ZOOM 会議をやってみた。結果、活動している方は高齢の方が多い。また、ほとんどの方がコロナ禍で動けていない。そのため仲間が増えなく、辞めていく方も多い。

その中でも、お金の問題は大きい。市や社協に相談に行くと、各種助成金を案内されるが、申し込みが大変。金額が大きくなると膨大な資料が必要になる。資料作成を専門機関に頼めば、そこでもお金が必要になる。徹夜で資料を作成しても、却下されることがある。出口戦略が必要。今年度承認されたとして、来年度はどうするのか、を求められる。補助事業についても、任せっぱなしではなく、月に何回か、市やプロの方と相談する機会をもち、事業を一緒に進めていく、出口戦略も一緒に考えるような場がほしい。市や社協が分からないことについて、市民に出口を考えろというのは、少し乱暴なのではないか。

今、ボランティアセンターに登録している方々は、おそらく5年後には活動していない。こういったところもバージョンアップが必要

(事務局)

フリガナについて、本市では、障害福祉課で作成するリーフレットなどの資料にはフリガナがふってあるが、他の課ではない。また、やっと、市長の記者会見に手話通訳がつくようになった。徐々にではあるが、取組を進めている。

地域のネットワークづくりについても、先ほど委員から御紹介いただいたような取組が多くのできるよう、研究していきたい。

(会長)

予定の時間を過ぎているが、地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターについて、できる範囲での人事交流ということを考えてみてはどうか。なかなか採用が難しい、採用しても短期間で辞めてしまうというような話を聞く。住民自治協議会同士の連携も必要になると思う。その中で、人事交流もできるのではないかと思う。

地域包括支援センターと地域福祉ワーカーの連携ができていないように感じる。連携できる仕組みをつくってほしい。

第三次計画の評価については、前回と今回の会議の意見等についても、事務局でとりまとめるという形でよろしいか。

(委員)

異議なし

(会長)

第三次計画の評価については、以上とする。

イ その他

(事務局)

当日配付資料（第四次長野市地域福祉計画の策定について）により説明

(委員)

意見・質問等なし

(5) 閉 会